

# マイナンバーカードの申請は2月末までがオススメです！

※マイナポイントの付与対象となるのは令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請を行った方に限られます。

★令和5年1月より開始された郵便局での申請サポートや携帯ショップでの申請サポート、役場庁舎で平日利用できるオンライン申請サポートを活用していただき、この機会にマイナンバーカードの取得をオススメします。

## ○マイナポイントの申請はお済みですか？

マイナンバーカードをお持ちの方で、マイナポイントの手続きがお済みでない方、ご自身での手続きが困難な方に、職員がサポートし、マイナポイントの申請手続きの援助を行っています。

※来庁しなくてもスマートフォン、パソコンでも申請ができます。

## ●必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・ポイントカード（マエダのCoGCaカード、薬王堂のWA！CAカード、サンデーのWAONマークのついたカード、ユニバースのARCS RARAカードなど）
- ・本人名義の口座番号が確認できるもの（通帳・キャッシュカード）

## 東通村役場にて夜間窓口・休日開庁を実施します

↓マイナンバーカードお受け取り 夜間窓口・休日開庁実施日↓

2月10日（金）・2月24日（金）17：30～20：00

2月26日（日）9：00～17：00

→夜間窓口・休日開庁をご利用希望の方は**2日前**までの**予約が必要**です。

役場税務住民課住民グループ（[0175-27-2111](tel:0175-27-2111)）まで電話予約をお願いします。

同時に、マイナポイントの申請を行う方は、予約時にお伝えください。

## ○申請サポート（2月26日のみとなります！）

まだ申請されていない方の申請サポートを実施します。顔写真の撮影も行いますので、顔写真をお持ちでない方も申請可能です。

交付申請書を持参し、来庁ください。※混雑時はお待ちいただく場合がございます

（交付申請書をお持ちでない方は、役場にて申請書を発行しますので、事前にお伝え下さい。

また本人確認資料をお持ちください。）